

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年7月9日

【事業年度】 第101期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 宇部興産株式会社

【英訳名】 Ube Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田村 浩章

【本店の所在の場所】 山口県宇部市大字小串1978番地の96

【電話番号】 宇部(0836)31-1117番

【事務連絡者氏名】 総合事務センター 経理事務グループリーダー 高橋 正史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番1号

【電話番号】 東京(03)5419-6121番

【事務連絡者氏名】 経営管理室 計数部 主計グループリーダー 峯石 俊幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第101期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

[2] 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

⑧取締役の定数

<略>

(訂正後)

[2] 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

⑧取締役の定数

<略>

⑨取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めている。

⑩株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(1) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものである。

(2) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を実施することができる旨定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。